

令和6年8月16日

宮崎県経営者協会 代表者 殿

企業等における公正な採用選考の実現に向けて（要請）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省及び全国の労働局並びに公共職業安定所におきましても、求人に応募する者の基本的人権を尊重し、広く応募者に門戸を開くとともに、適性・能力に基づいた採用選考を行う公正な採用選考システムの確立が図られるよう企業に対する周知・啓発に取り組んでいますが、その一方、採用担当者のみならず企業トップクラスにおいても、面接や応募用紙等で「本籍・出生地」や「家族」に関するこことを把握するなど、就職差別につながる恐れのある不適切な事象も依然として発生している現状にあります。

また、近年、情報化の進展に伴いインターネット上に差別的な書き込みが行われるなどの状況変化が生じていることを踏まえ、平成28年12月に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」の基本理念である「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念」にのっとり、国として部落差別を解消するための教育・啓発等の取組みを進めているところです。

我が国を含め世界が大きな変化に直面する中で、いかに新しい時代に対して柔軟な対応ができるかが大きな課題となっています。つまり、社会の変化を取り入れ、多様化した価値観を尊重することができるかが求められているということです。

この変化は企業に対しても例外ではなく、企業が多様性を受け入れ、多様な人材を活躍させることができるかが注目される時代になっています。そのような中、仮に、採用選考の場面で応募者の人権を軽視するような言動が明らかになれば、人材確保に支障を来すばかりか、社会的な批判からステークホルダーの信頼を損ない、企業価値を低下させることにもつながりかねません。

貴団体におかれましては、こうした公正採用選考の趣旨を改めて御理解いただき、「公正採用選考人権啓発推進員」の適切な配置、推進員や企業トップクラスに対して労働局、ハローワークが行う研修会への積極的な参加、適正な応募用紙の使用等について、各企業内での周知により各企業における公正な採用選考が実現されるよう、貴団体傘下・会員企業に対し周知・啓発の御協力をお願い申し上げます。

宮 崎 労 働 局 長  
坂 根 登